

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令要綱

第一 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第三条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、選挙の期日）現在により告示日の前日に行うものとし、当該登録をした者の氏名等を告示日に縦覧に供するものとする。 （第一条関係）

第二 署名収集の禁止期間に関する規定の取扱いに関する事項

法第一条第一項の規定により行われる選挙に係る条例制定等の請求のための署名収集の禁止期間は、この政令の施行の日から当該選挙の期日までの間とするものとする。 （第二条関係）

第三 同時選挙に関する規定の取扱いに関する事項

公職選挙法第二百二十条第三項及び第二百二十一条の規定は、法第四条第二項の規定により法第一条第一項

に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）の議会の議員又は長の選挙及び同項に規定する指定県（以下「指定県」という。）の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないものとする。 （第三条関係）

第四 その他

一 法第一条第一項の規定の適用を受ける指定市町村及び指定県の議会の議員の補欠選挙は、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二条の規定の適用がなかったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わないものとする。 （第四条関係）

二 この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則関係）